

Marubeni 光テレビサービス契約約款は、同約款第2条第2項の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は2021年1月1日から適用されるものとします。
(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第26条 (利用料金の支払義務)</p> <p>1. 本サービス契約者は、その契約に基づいて、<u>当社が本サービスの提供を開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、本サービス契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、料金表(料金)に規定する利用料金の支払いを要します。また、提供を開始した日と解除のあった日が同一の日又は同一の月である場合は、1か月分の利用料金の支払いを要します。</u></p>	<p>第26条 (利用料金の支払義務)</p> <p>1. 本サービス契約者は、その契約に基づいて、<u>当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があった日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)</u>について、<u>料金表(料金)に規定する利用料金の支払いを要します。</u></p>